10	(1)　千葉県千葉市若葉区若松町902 (116.60) (2)　千葉県市原市新巻筑見296 (186.00)	北緯35度39分08秒東経140度09分07秒の地点と北緯35度26分48秒東経140度11分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　広島県広島市中区八丁堀3－20 (57.80) (2)　広島県廿日市市原字川末125－1 (744.00)	北緯34度23分49秒東経132度27分45秒の地点と北緯34度22分24秒東経132度16分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　宮崎県宮崎市橘通東２－10－１ (52.64) (2)　宮崎県児湯郡都農町大字川北尾鈴国有林1011イ林班小班 (574.12)	北緯31度54分39秒東経131度25分23秒の地点と北緯32度18分16秒東経131度31分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　宮崎県宮崎市橘通東２－10－１ (52.68) (2)　宮崎県宮崎市田野町本田野国有林70ハ林班小班 (1101.94)	北緯31度54分39秒東経131度25分23秒の地点と北緯31度46分13秒東経131度16分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　奈良県御所市大字高天字金剛山475－7 (1130.00) (2)　奈良県宇陀市大字陀宮奥元上字滝ヶ谷 (860.00)	北緯34度25分02秒東経135度40分42秒の地点と北緯34度27分40秒東経135度53分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　京都府綾部市上八田町菜ヶ戸9 (177.10) (2)　京都府綾部市大字小呂町 (291.60)	北緯35度21分06秒東経135度15分57秒の地点と北緯35度21分04秒東経135度15分55秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度21分01秒東経135度15分52秒の地点と北緯35度20分58秒東経135度15分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　京都府綾部市大字小呂町 (291.60) (2)　京都府舞鶴市大字今田小字滝谷別所山 (322.40)	北緯35度20分52秒東経135度15分46秒の地点と北緯35度22分37秒東経135度18分07秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度22分38秒東経135度18分08秒の地点と北緯35度24分52秒東経135度21分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　京都府舞鶴市大字七日市小字桑木原69－1 (61.00) (2)　京都府舞鶴市大字今田小字滝谷別所山 (322.40)	北緯35度25分29秒東経135度19分56秒の地点と北緯35度24分59秒東経135度21分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第三百七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十五日

総務大臣　野田　聖子

一　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二〇の項及び二一の項を次のように改める。

二〇	削除
二一	削除

第二項の表二九の項を次のように改める。

二九	削除

二　平成十年郵政省告示第八十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二九の項を次のように改める。

二九	削除

第二項の表三〇の項及び三一の項を次のように改める。

三〇	削除
三一	削除

三　平成十一年郵政省告示第五百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を削る。

四　平成十二年郵政省告示第四百五十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項から一二の項までを削る。

五　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五八の項を次のように改める。

五八	削除

六　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四四の項を次のように改める。

四四	削除

七　平成十六年総務省告示第九百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二九の項から三一の項までを削る。

八　平成十七年総務省告示第千二百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項から一〇の項までを削る。